○国土交通省告示第五号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月五日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の付日	船番	船名
A1019167	平成22. 2.26	134588	ドリームルビー
A1019169	22. 2.26	131410	ドリームアクアマリン

○国土交通省告示第六号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月五日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の付日	船番	船名
1219	平成13. 7. 5	132899	第六十三幸漁丸
28152	13.10.30	112872	第二昭南丸
A0421113	16. 3.25	127093	第六十八善龍丸
A0610138	18. 3.20	128568	第三十八大三丸

○国土交通省告示第七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年一月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

二　変更する年月日

平成二十四年一月四日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

横浜事務所　神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番十二号

川崎事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町十番地五

○国土交通省告示第八号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年一月五日

国土交通大臣　前田　武志

別表補助金等の名称の欄中「踏切保安設備整備費補助金」の次に「東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金」を加え、「鉄道施設総合安全対策事業費補助金」の次に「広域物資拠点施設整備費補助金」を加え、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（中古車両を購入した場合を除く。）」に改める。

四のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号」の下に「。以下「省令」という。）」を加える。

四の次に次を加える。

五　地域公共交通確保維持改善事業費補助金により取得した中古車両については省令第三条第一項第一号及び第二号に基づき計算をした年数を処分制限期間とする。

附　則

一　この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

二　平成二十二年度以前の補助金等で平成二十三年度以降の補助金等に係る財産に適用する。

○国土交通省告示第九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石打

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から魚野川合流点までの区間の石打渓流の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

新潟県南魚沼市石打

字江頭　八二〇番　一号

字茄沢　八〇〇番　二号

字牛ヶ平　八〇一番　三号

字土堂　一〇二五番　四号

一〇一二番　五号

字鎌止々　八三四番四二　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号を順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した滝沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢

字滝沢　四三三番二　一号

四三五番二　二号

四三八番二地先河川敷　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号と五号を結んだ線、標柱五号と六号を昭和五十九年建設省告示第七百五号で指定した同号四に掲げる土地の境界に沿って結んだ線及び標柱四号と六号を昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した滝沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢

字滝沢　四四五地先河川敷　四号

四四五番　五号

四四四番　六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十四号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した滝沢川に掲げる土地の区域、昭和四十年建設省告示第二千九百十四号で指定した滝沢川に掲げる土地の区域及び昭和五十九年建設省告示第七百五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢

字西山　三二六五番一　七号から十四号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十五号と十六号を結んだ線、標柱十六号と十七号を昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した滝沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱十五号と十七号を昭和五十九年建設省告示第七百五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢

字滝沢　三四七一番三　十五号

四五二番二　十六号

四五一番三地先河川敷　十七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

保倉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十七年国土交通省告示第八百八十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大島区菖蒲

字仙ノ脇　七四六二番一四　一号

七四〇八番一〇　二号

七三七一番　三号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

諏訪川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十八年国土交通省告示第七百十八号で指定した同号九の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県佐渡市片野尾

字大ヶ坂　一〇五五番一　一号及び二号

字六郎山　一〇八九番一　三号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大仏川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十八年建設省告示第千二百四十五号で指定した大仏川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県佐渡市相川羽田村

一二八番三　一号及び四号

一二七番二　二号及び三号